

学生生活に関わる 相談について

相談内容

大学に入学するとこれまでの生活と大きく変わり、又、思春期から青年期は自己形成の時期であり大いに悩む時期でもあります。これらの変化がストレスとなり、みなさんにかかってきます。人によってストレスに耐える力はさまざまですが、刺激の質や量が限界を超えるとさすがに誰でも耐え切れなくなります。身体の不調に心の動きが大きく関わっている例として「胃潰瘍・十二指腸潰瘍」がよくあげられます。この病気は代表的な心身症の一つであると言われます。

健康管理室には心の専門家として、カウンセラーがいます。悩みが生じたとき、誰か打ち明ける相手があって、それを伝えれば意外に簡単に心の整理がつくとした場合もあるものです。一人で悩んでいないで、勇気を出して相談に来てみてください。必要があると判断されたら専門家の紹介もしています。

また、学生のみなさんが本学で充実した大学生活を送れるよう、相談窓口を整備しています。

勉学に関することはもちろん、生活問題や対人・異性問題に関する事、セクシュアルハラスメントに関する事等のあらゆる相談について受け付けます。また、窓口ですぐに結論がでないような相談内容については、一番適切なアドバイスができる相談場所やチューター等の相談員または外部機関の専門家を紹介しますので、安心して相談してください。

悩み事や相談したいことができたなら自分一人で思い悩まず、できるだけ早い内に相談窓口へ相談してください。大学は秘密厳守であなたの相談に応じますので、気軽に相談してください。

例えばこんな時に・・・

修学についての相談

- 入学したけど、大学生活で何をしたいか見つからない。
- 授業についていけない、単位取得がうまく進まない。
- 試験のことや卒論・修論がうまく進まない。
- 進路の変更を考えることがある（退学・休学を考えている）。

学生生活についての相談

- 課外活動について詳しく知りたい。
- アルバイトがしたい、アルバイトがうまくいかない。
- 健康管理について不安や聞きたいことがある（学内で怪我をしたなど）。
- 将来の進路について不安がある（就職のこと、教職・学芸員についてなど）
- 図書館など大学施設の利用について詳しく知りたい。
- 学費の納入が困難になった、奨学金をもらいたい。
- 交通事故、悪質な訪問販売、盗難などのトラブルの相談。
- 下宿でのトラブルや家庭での生活が落ち着かない。
- 友人や親との関係で相談したい。
- 最近、精神的に不安定で憂鬱な日々が続いている。
- 異性との仲がうまくいかず悩んでいる。
- セクハラについて相談したい。

相談窓口

相談受付窓口	場 所	市外局番 TEL (086) 連絡先(電話番号)
アカデミック・アドバイジングデスク	4号 (図書館) 1階	TEL.440-1149
学生課	3号 (本館) 2階	TEL.440-1122 FAX.440-1124 gakusei@kusa.ac.jp
チューターまたはゼミ担当教員	各研究室	各研究室直通電話番号
オフィス・アワー	各研究室	各研究室直通電話番号
健康管理室/カウンセラー (予約制)	3号 (本館) 1階	TEL.440-1003
グローバルセンター (留学生課)	3号 (本館) 1階	TEL.440-1005

ハラスメントについて

ハラスメントとは、教育や研究、学習、就労などにおいて、相手に対して不快感や不利益を与え、個人の尊厳や人格を侵害する行為を指します。以下は、大学生を悩ませるハラスメントの一例です。次頁はハラスメント相談後のフローを示しています。これらを参考にして、ハラスメントに困ったり、目撃したら、窓口に相談をしてみませんか。相談内容の秘密は守られ、相談をすることで不利益は一切ありません。

◇相談窓口◇

アカデミック・アドバイジングデスク（図書館1階）、チューター（各研究室）、健康管理室（3号1階）、学生課（3号2階）、留学生課（3号1階）

アカハラ（アカデミック・ハラスメント）： 教職員の教育指導や研究活動に関係する嫌がらせ

- 1) 教材など必要なものを与えられず、指示されなかった
- 2) 気に入らないからと、わざと低く評価された
- 3) 必要な説明をされず、無視された
- 4) のけ者にされ、そのように周囲にも仕向けられた
- 5) とても手に負えない、課題、実験、制作を言い渡された



パワハラ（パワー・ハラスメント）： 職務権限（職務上の地位や立場）を使った嫌がらせ

- 1) 叩かれた、蹴られた、机などをたたき（蹴り）ながら、怒鳴られた
- 2) 失敗した時に責任を押し付けられた
- 3) 業務の範囲を超える私的な用事を頼まれた
- 4) 大声で怒られたことがあり、その人がいると恐怖を感じ、委縮する



セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）：意に反する不快な性的言動

- 1) 身体的特徴を話題にされた
- 2) 卑わいな冗談を聞かされたり、LINEされた
- 3) 「男のくせに」「女に任せられない」などと言われた
- 4) 体調が悪い時に「生理の日？」と聞かれた
- 5) 食事やデートにしつこく誘われた
- 6) 身体（の一部）を5秒以上ジロジロと見られた
- 7) 性的な経験を質問された
- 8) 身体に不必要に接触された
- 9) 性的な関係を強要された



就活ハラスメント：採用担当者のパワハラやセクハラ

オワハラ（就活終われハラスメント）：

他の企業などへの就活の終了を強要する行為

- 1) 自社の内定を条件に、他社の内定辞退を強要された
- 2) 何度も「研修」などと呼び出し、他社の面接を受けにくくされた
- 3) オンライン面接で不必要に「全身を見せて」などと言われた



図書館（4号）・
アカデミック・commons

開館時間について

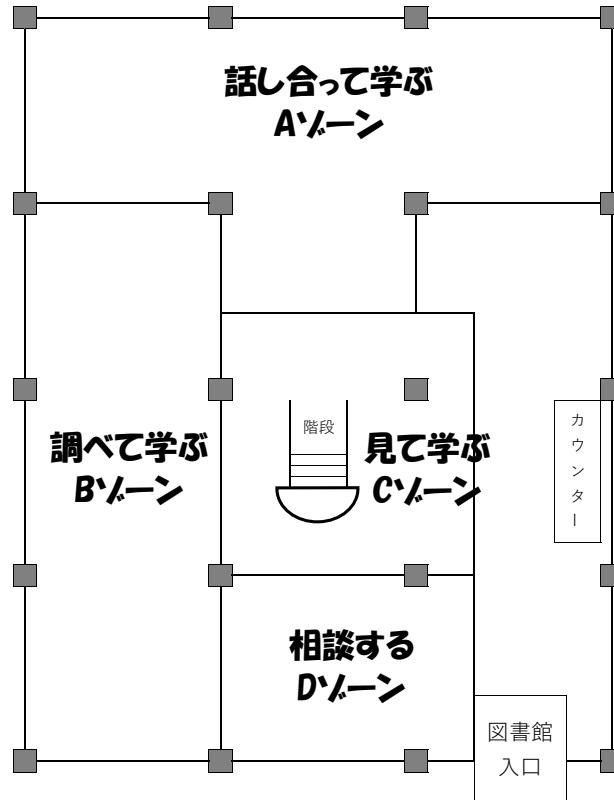
通常	9:00～19:00
春夏冬の長期休暇中	9:00～17:00
代講日（授業のある祝日）	9:00～17:00
その他、開館・休館日が変更になる場合があります。	
詳しくは、図書館HPの開館カレンダーを確認してください。 （大学ホームページ＞附属施設＞図書館）	



図書館HP

図書館1階（アカデミック・commons）

アカデミック・commonsは、さまざまな学びの場を提供します。
詳しくは、「アカデミック・commonsとは」をご覧ください。



アカデミック・commonsの使い方

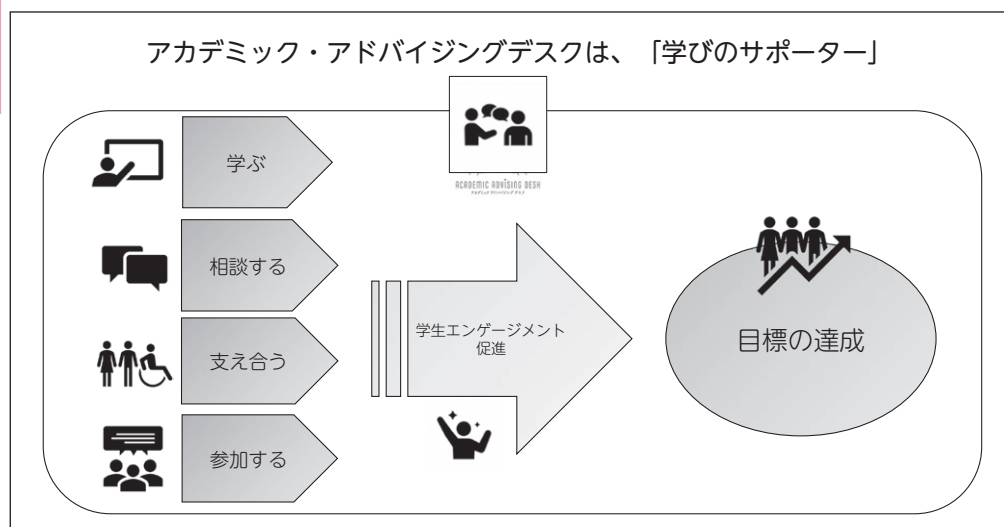
1. 授業のある時以外、グループや個人で自由に使えます。
2. 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに。
3. ペットボトルや水筒など蓋つきの容器の飲み物はOK。
喫食は原則禁止。
4. ごみは、1階トイレ横のごみ箱へ。
5. 大声など周りの人の迷惑にならないよう気を付け合いましょう。
6. 2階は図書館です。2階で学習や閲覧をしている人に、配慮しましょう。
7. 小さなことでも構いません。気軽にアカデミック・アドバイジングデスクに相談しましょう。

図書館2階（図書閲覧室）

閲覧席で、図書館内にある図書・雑誌を閲覧できます。
図書・雑誌を借りるときは、1階のカウンターで貸出の手続きをしてください。
詳しくは、図書館HPの利用案内をご覧ください。

アカデミック・
アドバイジングデスク
(図書館1階)

アカデミック・アドバイジングデスクは、「学ぶ」「相談する」「支え合う」「参加する」機会を提供し、学生一人ひとりの目標達成を、「学びのサポーター」であるアカデミック・アドバイザーがサポートします。



利用案内

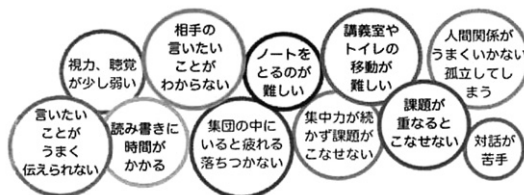
利用時間 平日および授業のある祝日 10:00~17:00
 場所 図書館1階 (アカデミック・コモンズ Dゾーン内)
 スタッフ アカデミック・アドバイザー、学生サポーター など

アカデミック・アドバイジングデスクで、できること

学ぶ	<p>◇学修に関連したさまざまなサポートを利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCの基本的な操作を知る ・ 課題作成のサポートを受ける ・ 文献検索や、論文レビューなどのアドバイスを受ける ・ 分かり易いプレゼン資料づくりのアドバイスを受ける ・ 小論文対策のサポートを受ける
相談する	<p>◇学修や大学生活に関するあらゆる相談をする (専用相談室があります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標を設定する/目標の見直しをする ・ 履修について相談する ・ 進学について相談する ・ ハラスメントを受けあるいは、目撃し、相談する ・ 自分自身を理解する機会を持つ ・ 障がいや発達、多様性 (ダイバーシティ) について相談する ・ 友達同士のトラブルを相談する ・ 子どもの学修や大学生活のことを相談する (保護者)
支え合う	<p>◇学生同士が支え合い、共生社会について理解する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周りの人の力になる。周りの人の力を借りる ・ ピアサポートについて学び、活動する ・ 障がいについて理解を深める ・ 障がいのある人をサポートし、交流する
参加する	<p>◇企画を立て、意見交換をし、発表やイベントに参加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学内外の資源や地域とつながりを深める ・ 学生自身が企画し、実施する ・ 学生の意見交換や研究発表をする ・ 学内プロジェクト等の成果を発表する ・ 地域の人や専門家のお話を聞き、交流する

障がい学生 支援について

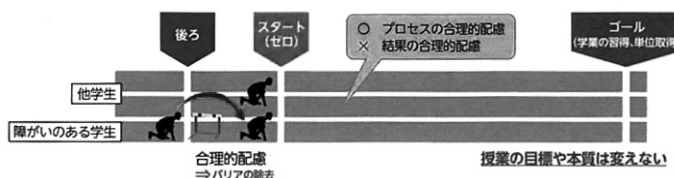
こんなことで困った、と感じたら・・・



倉敷芸術科学大学では、障がい学生支援についてのガイドラインおよび規程を制定し、教職員が連携して障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで学生生活が送れるように様々な支援をしています。

合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障がいがあることで他の学生より少し後ろに位置しているスタートラインを、他の学生と同じ位置に調整するイメージです。授業の目標や本質は変わらないので、学業の修得、単位取得のため、皆同じゴールを目指し勉強します。支援を受けることで、成績を甘くつけること、欠席を認めるということはありません。

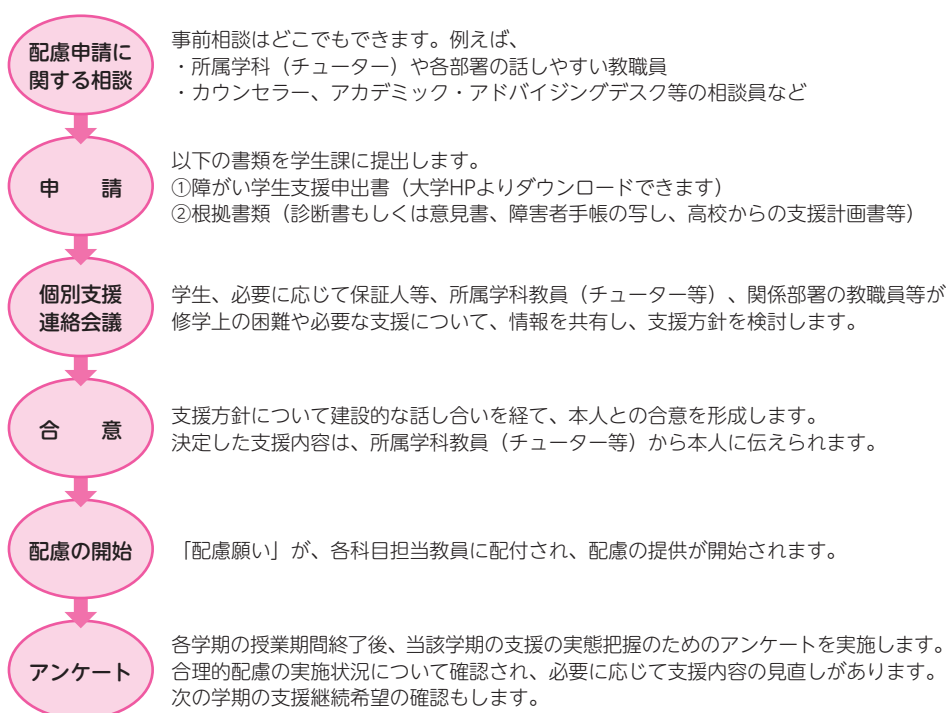


授業に出席することが基本です

授業への出席、課題の提出等をするのが基本です。体調不良等の理由で遅刻・欠席する（した）場合、1回の遅刻・欠席ごとにできるだけ早く科目担当教員に連絡のうえ、代替措置等について相談することが大切です。

参考：障害学生に関する基本的な考え方（原田新、2022を一部改変）

利用の流れ ～相談・申請から配慮提供まで～



1. 【キャリアデザイン科目について】

本学では自己実現に向け、入学時から将来の社会での活動を意識したキャリアデザイン科目を設けています。1年次では「キャリアデザインⅠ」を必修としており、大学生活の早い段階から自分の強みや将来像について考える機会をつくっています。2年次には、1年次の学びをさらに広げられる科目「キャリアデザインⅡ」もあり、3年次から始まるインターンシップへとつながっていきます。将来に向けた準備として、ぜひキャリアデザイン科目を活用してみてください。

2. 【将来を見据えた学びと経験】

就職活動に必要な知識、コミュニケーション能力、対人スキルを養うために、本学ではキャリアデザイン科目や就職ガイダンスを設定しています。就職活動についての知識を得られるよう、3年次向けの就職ガイダンスを1・2年次にも公開しており、希望に応じて参加することができます。また、自ら学外での活動を積極的に経験することで、社会人に必要な能力を身に付けることができます。みなさん、積極的に挑戦してみてください。



3. 【キャリア支援課の利用について】

場 所：3号（本館）2階
 連絡先：TEL. 086-440-1007 E-mail : career@kusa.ac.jp
 受付時間：平日 9：00～17：00

就職についての相談（予約制）

- 就職活動、何から始めるべき？
- 履歴書・エントリーシートの書き方が分からない
- 面接練習がしたい等

国家資格キャリアコンサルタントの有資格者が対応します。

アルバイト について

自覚を持った就労

就労にあたっては、仕事の内容、就労時間、雇用期間、賃金等雇用条件を十分確認してください。就労が決定すると、雇用主との間に契約が成立することになり、一方的な破棄はできません。倉敷芸術科学大学の学生としての自覚を持って、責任ある態度で就労してください。

仕事内容の確認

情報誌等でアルバイトを探す場合には、条件の劣悪なもの、危険なもの、身体に有害なもの、法令に違反するもの、風俗営業等があり、トラブルが発生する場合がありますので、仕事内容を十分確認しましょう。

外国人留学生

外国人留学生の皆さんがアルバイトをする場合は、事前に入出国在留管理局で「資格外活動許可」をうけ、1週間に28時間以内などの制限を守る必要があります。アルバイトを行う場合は、グローバルセンター（留学生課）に届出をしてください。

※アルバイトに際しては、学業がおろそかにならないように心がけてください。

好ましくないアルバイト

下記のアルバイトは、学生に好ましくないので、仕事の内容には十分注意しましょう。

職 種	具 体 例
危険を伴う作業	・自動車、バイクの運転 ・高所での作業 ・危険物の取扱い ・危険な機械作業 ・人命にかかわることが予想される業務
人体に有害な作業	・有害な薬物の取扱い ・特に高温、低温での作業
法令に違反するもの	・マルチ、ネズミ講商法に関するもの ・出来高払い（一定額の賃金保証のないもの）
教育的に好ましくないもの	・深夜作業（22時以降） ・風俗業全般

上記以外にも、「労働条件が不明確なアルバイト」には注意しましょう。

学生相談の 利用について

学業、課外活動、将来の職業や進路、性格、対人関係、心身の健康など、自分のことや家族のことでも、どんなことでも相談できます。

相談は無料で、秘密は守られますので、安心して相談してください。

カウンセラーの来学日時（予約状況により変更があります）

毎週火・水・木・金曜日 10:00～16:00

ソーシャルワーカーの来学日時（予約状況により変更があります）

毎週月曜日 10:00～16:00

メンバーズ制度

倉敷芸術科学大学は、次のメンバーズ制度に加入しています。学生証を提示することで、何度でも無料で入園、入館できます。但し、特別展は有料になる場合があります。是非、この制度を利用してください。

【大原美術館・倉敷考古館 学校メンバーズ制度】

学生証を掲示すれば、大原美術館（本館／工芸・東洋館／児島虎次郎記念館）と倉敷考古館に何度でも無料で入館できます（特別展を除く）。



大原美術館・倉敷考古館 学校メンバーズ制度のWebサイト

【岡山後楽園等 キャンパスメンバーズ制度】

学生証を掲示すれば、岡山後楽園、岡山県立博物館、岡山県立美術館に何度でも無料で入園、入館できます（博物館、美術館の特別展を除く）。



岡山後楽園等キャンパスメンバーズ制度のWebサイト

学生が異文化を身近に体験し、現地での生活および学生との交流を通して国際理解を深めることを目的に、海外教育交流提携校への学生派遣を実施しています。

応募資格は、本学に在籍し、内容を理解したうえで参加を希望する学生とします。

【短期：1～2週間程度】

フィンドリー大学研修（アメリカ）

■研修概要

英語に特化した授業の受講に加え、現地学生との交流、教育機関や介護施設の訪問、ホームステイなどを通じて、日本文化を英語で紹介する機会があります。これらの経験を通して、語学力の向上だけでなく、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身につけることができます。

募集時期 2026年2月中旬～4月中旬
 研修期間 2026年8月20日～9月4日
 募集人数 3名
 研修費用 約37万円（暫定価格）



州立ライト大学研修（アメリカ）

■研修概要

広大なキャンパスを巡るツアーや学部授業への参加、現地学生との交流時間、地元フェスティバルへの参加、自然の中でのアクティビティなど、多彩な体験が用意されています。また、教育機関において日本文化を紹介する機会も設けられています。

募集時期 2026年2月中旬～4月中旬
 研修期間 2026年8月19日～9月3日（予定）
 募集人数 2名
 研修費用 約37万円（暫定価格）



ブラジル研修

■研修概要

パラナ連邦大学およびパラナ・カトリカ大学、ならびにその周辺地域において、現地学生との交流、講義への参加、ホームステイ体験、動物病院や牧場の見学、観光などを通じて、ブラジルの文化や教育・産業について理解を深めます。

募集時期 2026年2月中旬～4月中旬
 研修期間 2026年8月20日～9月6日
 募集人数 5名
 研修費用 約46万円（暫定価格）



台湾研修

■研修概要

致理科技大学ならびにその周辺地域において、現地学生との交流や講義への参加、観光などを通じて、台湾の文化や教育について実体験を通して理解を深めます。現地学生との活発な交流や台湾文化の体験を通じて、より深い学びと実践的な経験を得ることができます。

募集時期 2026年10月中旬～12月中旬
 研修期間 2027年3月中旬～8日間（予定）
 募集人数 5名
 研修費用 約20万円（暫定価格）



【長期：半年以上】

■留学概要

派遣大学に付属する語学学校で語学力の向上を図るとともに、語学力次第では学部の授業も受講可能です。また、大学寮ではさまざまな国籍の学生と共同生活を送ることで、国際交流の楽しさを実感し、異文化への理解を深めることができます。

フィンドリー大学（アメリカ）

募集時期 原則2年に1回（偶数年度）
派遣期間 8月中旬～翌年5月上旬（奇数年度）
募集人数 1名
備考 フィンドリー大学の授業料全額免除



湖西大学（韓国）

募集時期 10月中旬
派遣期間 半年（3月／8月～）または1年（3月～翌年2月）
募集人数 1名
備考 湖西大学の授業料全額免除

※災害・テロ・戦争・感染症の発生など、世界情勢の変化により安全の確保が難しいと判断した場合には、やむを得ず研修や留学を中止することがあります。あらかじめご了承ください。
※記載している時期や費用はあくまで目安であり、今後変更となる場合があります。また、パスポート取得や予防接種等、別途自己負担となる費用があります。詳細はグローバルセンターにお問合せください。
※研修や留学への参加を希望する方は、事前および事後オリエンテーションへの参加が必須となります。

国際交流

English Cafe —英語を楽しく学ぼう！—

英語圏の留学生と楽しく交流できる「English Cafe」開催中！
ぜひご参加ください。

日本語カフェ —日本語を楽しく学ぼう！—

日本語や日本文化を楽しく学ぶ「日本語カフェ」開催中！
学びたい人も、教えたい人も大歓迎です。

国際交流イベント —国籍や文化を越えて、楽しもう！—

不定期で国際交流イベントを開催しています。
国籍や文化を越えて一緒に楽しみたい学生を募集中！

2025年度は、海外教育交流提携校（アメリカ・ブラジル・台湾）からの受入れ交流イベントをはじめ、国際料理教室、小学生との交流、文化体験、学外交流イベントなどを実施しました。



塩づくり体験（児島）



小学生との交流

海外派遣（研修・留学）や国際交流に興味のある方は、
ぜひグローバルセンター（留学生課）へお問い合わせください。



詳細はこちら▲

海外旅行について

緊急事態（事件・事故・自然災害など）が発生した際に、大学側が海外滞在中の学生の状況について迅速に把握・安全確認するため、私用で海外渡航する場合は学生課に届け出てください。窓口に様式があるので、行き先、日数、渡航理由などを記入してください。

たびレジの登録（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

たびレジは、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。

メールの宛先として、ご自身のアドレス以外にご家族や職場のアドレスも登録できます。

※海外でメールを受信する際には通信料が必要となる場合があります。

※携帯する機種によっては、メールを受信できない場合があります。詳しくは各社サイトでご確認いただけます。

学生支援体制 について

本学では、学生全員の学生生活の質の向上に寄与する組織づくり、学生が卒業後も帰属意識を保持し、卒業生として本学に関わり続けることができる体制づくりを目指しています。そのため、学長を中心に検討を重ねてきた結果、令和6年4月に、学友会・同窓会を統合した新しい組織を発足いたしました。

【校友会】

入学から卒業後まで生涯にわたる母校との交流・連帯をサポートするため、新たに「校友会」を設置します。校友会は、在学生、卒業生、教職員を構成員とし、①修学、課外活動、就職活動等の学生生活の充実に必要な支援事業、②卒業生ネットワークの充実及び大学との相互協力体制の強化に必要な事業、③社会で活躍している卒業生の表彰などを実施します。

「校友会」の発足に伴い、「全学学生会」「学生代表者会議」を新たに立ち上げ、課外活動への更なる支援とともに、学生の意見を聴き、学生支援に反映する体制を整えます。

【全学学生会】

部活動や芸術祭などの行事を実施してきた「学友会」は、「全学学生会」として大学が全面的に支援する体制とします。学友会同様、学生の自主活動を通じ、自立と協力により学生・教員相互の親睦を深め学園生活の円満・充実を期するとともに、学術文化の向上、体育・スポーツ活動の発展に務め、良き学風の醸成に寄与することを目的に掲げ、学生の仲間づくりを応援します。

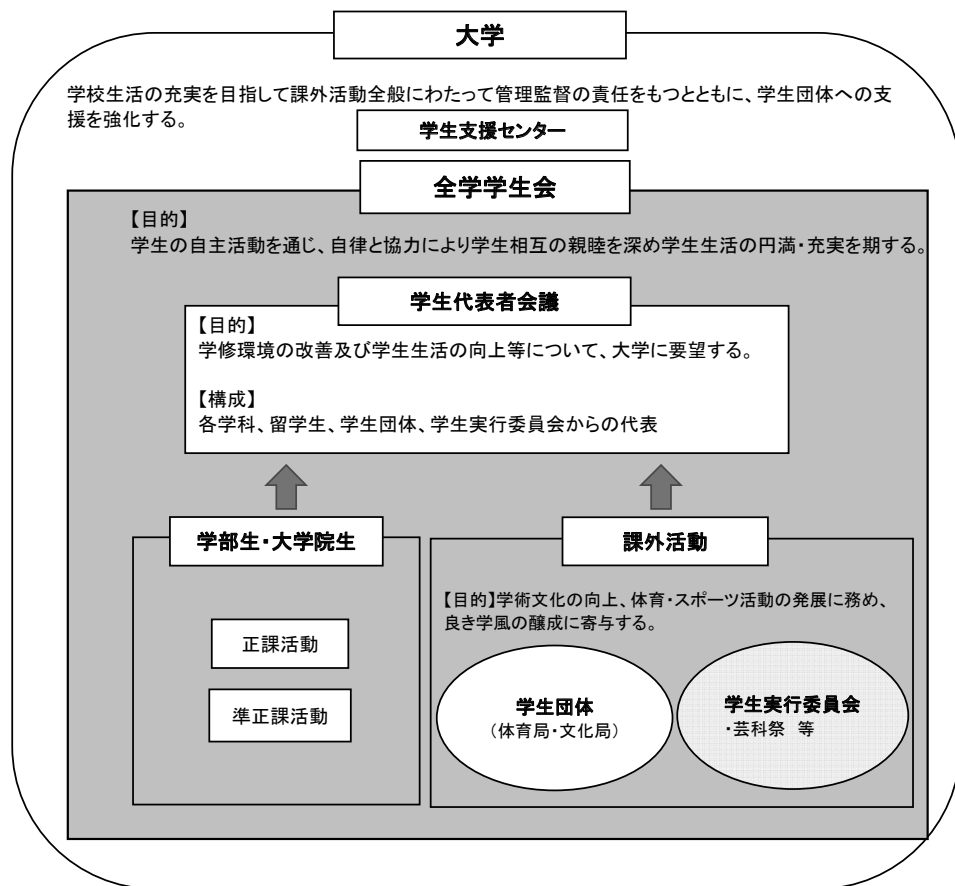
【学生代表者会議】

学校生活の充実や改善向上を大学に要望するため、全学学生会や各学科からの代表を通じて、学生の意見、要望の取りまとめ、大学執行部へ申し入れます。

これらの活動費用に充当するため、校友会費及び全学学生会費35,000円を初年度の後期納付金と一緒に徴収します。

学生が充実した学生生活を送り、卒業後も本学とつながることができるよう、大学として全力で支援します。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

全学学生会組織



全学学生会年間行事予定

April 4月	入学宣誓式・オリエンテーション 霞祭	October 10月	大学祭 (芸科祭)
May 5月		November 11月	学生代表者会議
June 6月		December 12月	クリスマスイベント
July 7月	七夕エコナイト 学生代表者会議	January 1月	
August 8月		February 2月	
September 9月	後期オリエンテーション	March 3月	学位記授与式 学生代表者会議

課外活動を
行うためには

団体の結成

新規に団体を結成するときは、最低3名以上の団体員が必要となります。また、同時に専任教員（原則として助教以上）に顧問をお願いしなければなりません。申請の流れ、書類は次のとおりです。

最低3名以上の有志を集め、
責任者3名を決める



専任教員に顧問を依頼



申請書類の受け取り・提出



学長による承認

申請書類

・活動計画書

団体の継続

団体が継続して活動する場合は下記の書類の提出が必要です。

申請書類

- ・活動計画書
- ・活動報告書

課外活動に
関する手続き

詳しくは、全学学生会の手引きをご覧ください。
手引きは変更される場合があります。その場合は大学ポータルでお知らせします。

課外活動で授業を欠席するとき

試合・大会などで授業を欠席しなければならないときは、「欠席届」を学生課に提出し、学務部長の許可を受けてください。

許可を受けたら、欠席する授業の7日前までに科目担当教員に直接提出してください。

なお、欠席届を提出しても、本人の出席状況・受講態度・その他の状況等により、必ずしも承認されるとは限らないので、その点留意してください。

団体学生割引制度

課外活動など学生8人以上の団体で引率者（教職員1名以上）がいれば団体割引が利用でき、JRの普通旅客運賃が半額になります。

みどりの窓口や旅行会社で「**団体旅行申込書**」を受け取り、必要事項を記入し提出してください。

証明を受けた「**団体旅行申込書**」を出発の14日前までに、JRの窓口へ持参し、申込をしてください。

学生教育研究災害傷害保険

本学では、万一の事故に備えて、入学時に学生教育研究災害傷害保険に全員加入しています。学校施設内で課外活動中に事故が発生した場合、ならびに学校施設外で課外活動中に事故が発生した場合で、大学側に届け出がある場合のみ学生教育研究災害傷害保険は適用されます。必ず届出をしてください。

本学には現在、体育局、文化局の各学生団体があります。また、全国的に名を知られた部も数多くあります。

学問とは違う新しい世界でも夢中になれるものを探してみませんか。

学生団体一覧

2026年1月現在

体 育 局	文 化 局
硬式野球部	軽音楽部
陸上競技部	アコースティックギター部
男子バスケットボール部	茶道部
女子バスケットボール部	書道部
バドミントンサークル	総合メディアサークル
男子バレーボール部	華道部
クライミング部	ボランティア同好会
男子新体操部	農環境クラブ
水泳部	シン・デザイン部
卓球サークル	ゼロの会（アニマルボランティア愛好会）
学生消防隊	Dance Circle
ソフトテニスサークル	備讃瀬戸魚類研究会
トライアル部	ブックリンクス
アウトドアサークル	

学生実行委員会

学生委員会
芸科祭実行委員会

倉敷芸術科学大学全学学生会規程

(趣旨)

第1条 自律と協調により学生相互の親睦を深め、大学生活の円満・充実を図り、良き学風の醸成に寄与するため、倉敷芸術科学大学に全学学生会を置く。

2 全学学生会は、倉敷芸術科学大学（以下「大学」という。）に在学する学部学生及び大学院学生により組織する。

3 大学は、全学学生会の活動を人間形成に重要な役割を果たすものと認識し、学生支援センターが全学学生会への協力・支援を行う。

(事業)

第2条 全学学生会は、正課教育及び準正課教育に関連する活動並びに部活動及び各種行事など学生活動全般を運営する。

(組織)

第3条 全学学生会の運営を円滑に遂行するため、会長及び副会長を置く。

2 会長は、全学学生会の構成員から選出し、全学学生会を代表する。

3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。

4 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(体育局及び文化局)

第4条 課外活動を行う学生団体が所属する組織として、全学学生会に体育局及び文化局を置き、それぞれ体育局長及び文化局長を置く。

2 体育局長及び文化局長は、各々に所属する学生団体のうちから選出する。

3 体育局及び文化局に関する必要事項は、別に定めることができる。

(学生実行委員会)

第5条 芸術祭等の学生関係行事を円滑に実施するため、全学学生会に学生実行委員会を置く。

2 学生実行委員会は、当該年度の当初に行事の活動計画及び予算案を作成し、学長に提出する。

3 学生実行委員会の代表として、学生実行委員会委員長（以下「学生実行委員長」という。）を置く。

4 学生実行委員長は、学生団体に所属する学部学生のうちから、会長が指名する。

5 学生実行委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

6 学生実行委員会の顧問は、学生支援センター員のうちから、学生支援センター長が指名する。

(学生代表者会議)

第6条 全学学生会に学生代表者会議を置き、学修環境の改善及び学生生活の向上等について、大学に要望等を述べることができるものとする。

2 学生代表者会議に関する必要事項は、別に定める。

(新規学生団体の結成等)

第7条 新規に学生団体を結成する場合は、在学生のうち同一目的を有する3名以上により、団体結成願及び活動計画書を学長に提出する。

2 学長は、提出された団体結成願及び活動計画書を確認し、学生団体結成の適否を判断する。

3 学生団体は、体育局又は文化局のいずれかに所属する。

(学生団体の継続等)

第8条 学生団体を継続する場合は、年度初めに所定の活動計画書を学長に提出する。

2 学生団体は、当該年度終了後、速やかに活動報告書を学長に提出する。

3 学生団体は、活動報告書にもとづく評価により、翌年度の団体活動費の配分を受けることができる。

(顧問)

第9条 学生団体の顧問は、当該団体の代表学生が、専任の教員に依頼し、学長に推薦する。

2 学長は、前項の推薦に基づき、当該の教員に委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(活動年度)

第10条 全学学生会の活動年度は、毎年度4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計)

第11条 全学学生会の会費は、次の各号に掲げる金額を入学者から徴収する。

(1) 学部学生 25,000円

(2) 大学院生 10,000円

2 一旦納入した会費は、返還しない。

第12条 団体活動費の支出項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 連盟等加盟費

(2) 大会、行事等参加費

(3) 練習等に係る施設利用費

(4) 備品及び消耗品

第13条 前条の団体活動費の支出に当たっては、活動計画書に沿って、学生支援センターが必要な予算を計上する。

2 前項に係る経理処理は、大学会計に準ずるものとする。

(事務)

第14条 全学学生会の事務は、学務部学生課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、全学学生会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

倉敷芸術科学大学学生代表者会議に 関する申合せ

- 第1条 この申合せは、倉敷芸術科学大学全学学生会
規程第6条第2項に基づく「学生代表者会議」
について必要事項を定める。
- 第2条 学生代表者会議は、学生が学修環境の改善及
び学生生活の向上等について、大学へ要望や意
見を述べる機会を設け、もって学生生活の充実
に寄与することを目的とする。
- 第3条 学生代表者会議は、次の各号に掲げる構成員
により組織する。
- (1) 全学学生会会長及び副会長
 - (2) 体育局長及び文化局長
 - (3) 学生実行委員長
 - (4) 学科の代表 各1名
 - (5) 留学生の代表 若干名
 - (6) その他、学長が必要と認めた者
- 2 前項各号の構成員の任期は、1年とし、再任
を妨げない。
- 第4条 学生代表者会議に次の役員を置く。
- (1) 議長
 - (2) 副議長
 - (3) 書記
- 2 議長は、前条第1項各号に掲げる構成員の互
選により選出する。
- 3 議長は、学生代表者会議を招集し、議長となる。
- 4 副議長及び書記は、議長が指名する構成員を
もって充てる。
- 5 副議長は議長を補佐し、議長に事故がある
ときは、議長の職務を代行する。
- 6 書記は、会議録を取り纏める。
- 第5条 学生代表者会議は、第3条第1項各号の構
成員を通じて、広く学生からの意見を聴取し、提
言書を作成して、学長に提出する。
- 第6条 学長は、定期的に意見交換の場を設け、学
生代表者会議より提出された提言書への対応を協
議し、検討結果を学内に周知する。
- 第7条 学生代表者会議は、構成員の過半数の出席
が無ければ、会議を開催できない。
- 第8条 議長が必要と認めるときは、構成員以外
の者を学生代表者会議に出席させることができる。
- 第9条 学生代表者会議の事務は、学務部学生課
が行う。
- 第10条 この申合せの改廃は、学長会議の審議を
経て、学長が決定する。
- 第11条 この申合せに定めるもののほか、学
生代表者会議の運営に関し必要な事項は、
学生代表者会議で定める。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

奨学生の募集と推薦

人物、学業に優れ、かつ経済的な理由のため修学が困難な学生に経済的な援助を行い、教育の機会均等を図るために、次のような奨学金があります。詳細は学生課に相談してください。

〈学部〉

1) 日本学生支援機構奨学生

日本学生支援機構奨学金は、原則返還の必要がない「給付型」と返還の必要がある「貸与型」があり、あなた自身が受けるものです。

奨学金の種類によって対象となる要件や支給額などが異なりますので、申込みの際はよく確認してください。

① 貸与奨学金の種類

区分	貸与される奨学金額（月額） ※金額は令和7年度	備 考
第一種	自宅通学者 2万円、3万円、4万円、5.4万円から選択 自宅外通学者 2万円、3万円、4万円、5万円、6.4万円から選択	無利子
第二種	2万円～12万円（1万円単位）から選択	卒業後、上限が3%までの変動金利の利子が付きます。
第一種・第二種併用	上記参照	第一種奨学金の貸与だけでは修学の維持が困難な学生に対して、第二種奨学金の貸与も併せて希望することができます。

② 給付型奨学金（高等教育の修学支援新制度）

給付型奨学金	区分	自宅通学	自宅外通学	備 考 給付型奨学金と併せて、授業料の減免制度が適用されます。（金額は令和7年度）
	I区分	38,300円	75,800円	
	II区分	25,600円	50,600円	
	III区分	12,800円	25,300円	
	IV区分 （多子世帯に限る）	9,600円	19,000円	

③ 奨学金申込時期

毎年春（4月～）と秋（9月～）に募集しますので、希望者は説明会に参加してください。説明会の日程はオリエンテーション等でお知らせします。

2) その他の奨学金

都道府県や市町村及び民間団体による奨学金は金額、出願資格など条件がそれぞれ異なります。

各自出身都道府県及び市町村の教育委員会等に直接問い合わせてください。

大学に募集要項が届いた奨学金については、学生課掲示板にてお知らせします。

〈大学院〉

1) 日本学生支援機構奨学生

① 奨学金の種類

区分	貸与される奨学金額 (月額) ※金額は令和7年度	備 考
第一種	50,000円 (修士) 88,000円 (修士) 80,000円 (博士) 122,000円 (博士)	無利子
第二種	50,000円、80,000円、100,000円、 130,000円、150,000円 の中から希望する貸与金額を選択。	在学中は無利子、卒業後は年3%を上限とする利子が付きます。
第一種・ 第二種 併用	上記参照	第一種奨学金の貸与だけでは修学の維持が困難な学生に対して、第二種奨学金の貸与も併せて希望することができる。

② 出願手続き

毎年春 (4月～) と秋 (9月～) に募集します。申込みを希望する学生は出願書類を学生課に請求し、申込サイトから申込んでください。

詳細は、前もって学生課にお尋ねください。

保険関係

学生教育研究災害傷害保険 (学研災)

この保険は、大学における学生の教育研究活動中、通学中及び学校施設間移動中の事故による「ケガ」に対し (財) 日本国際教育支援協会が窓口となった全国的な補償制度です。
なお、病気は保険の対象となりません。

入学時に大学負担で全学生が加入しています。

保険期間

入学日の午前0時から所定の卒業年次の3月31日までが保障の対象となります。**(4年間)**
留年、休学等で在学する場合も、保険料は大学が負担します。

支払保険の種類と金額

対象範囲	死亡保険金	後遺傷害保険金	医療保険金	入院加算金 (180日を限度)
①正課中・ 学校行事参加中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	通院日数 1日以上 対象3千～30万円	1日につき 4,000円
②①以外で学校施設内 にいる間	1,000万円	60万円～ 1,500万円	通院日数14日以上 対象3万～30万円	1日につき 4,000円
②学校施設外で大学に 届出た課外活動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	通院日数14日以上 対象3万～30万円	1日につき 4,000円
③通学中または学校施設等相互間移動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	通院日数 4日以上 対象6千～30万円	1日につき 4,000円

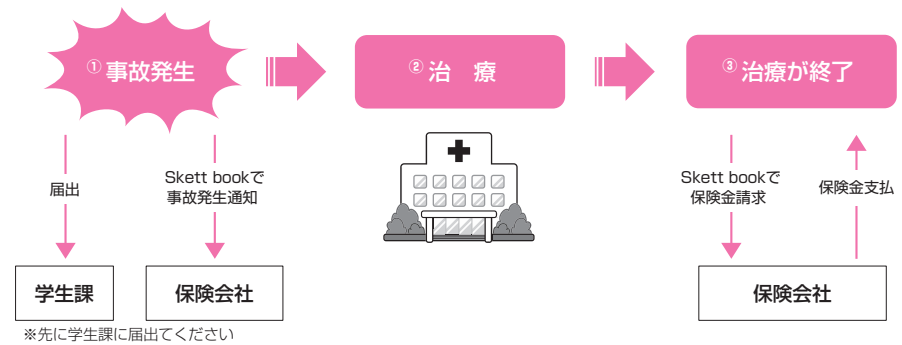
保険金請求の手続き

保険事故が発生したときは、保険会社へ通知 (事故の日から30日以内) する必要がありますので、必ず学生課に届け出てください。

不明な点は学生課 [086-440-1122 (直通)] へ問い合わせください。

事故発生から保険料が支払われるまで

学生課へ届け出て、公式LINEから事故発生通知→保険金請求まで手続きしてください。



手順

STEP 01 LINEの友だち追加する
追加方法はどちらの方法でもOK

- QR QRコード※で登録
※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です
- ID 友達検索で登録
SkettBook
<https://app-skettbook.tokiomarine-nichido.co.jp/mfa-skettbook/web-skettbook>

STEP 02 「学研災加入者のしおり (Aタイプ)」を確認

! こんな時に使える
☑ 学校の管理下中にけがをしてしまった時、事故通知・治療報告が可能!

学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）

この保険は、大学が教育活動の一貫として位置づける正課中・学校行事及びその往復途中やインターンシップ・介護等体験活動・教育実習・ボランティア活動・保育実習及びその往復途中に生じた他人のケガや財物破損に関する損害賠償に対して補償金が支払われる制度です。

令和8年度より入学時に大学負担で全学生が加入（Aコース）しています。

保険期間は学研災と同様です。

対象となる活動、補償金額、保険料



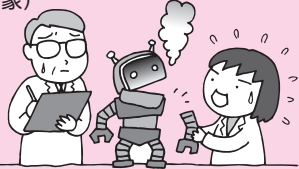

活動内容	(Aコース) 学研賠	(Bコース) インターン賠
補償内容	正課、学校行事およびその往復。 (Bコースの活動内容を含む)	インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動およびその往復。 但し、学校が、正課、学校行事、課外活動として認めた場合に限る。
対人賠償	対人賠償と対物賠償を合わせて1事故につき1億円限度（免責金額0円）	
対物賠償	日本国内外の事故を担保	
保険料（1年間）	340円	210円

※保険始期以降に加入する場合も保険料は340円または210円となります。

※保険期間中に解約しても残りの保険期間が1年未満の場合は、保険料の払戻は行われません。

※複数年間を一括して申込む場合については、1人当たり340円または210円×加入年数となります。

対象となる事故例

<p>正課で化学の実験中、間違っ て薬品を混ぜ、爆発事故を起 こしてしまい、クラスメイト に火傷を負わせてしまった。 (Aコースのみ)</p> 	<p>学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出 店したが食中毒事故を出して しまい、5人が入院してしま った。 (Aコースのみ)</p> 
<p>インターンシップ活動中、派遣先 の機械を使い、誤って壊して しまった。 (A、Bコース対象)</p> 	<p>大学へ行く途中、駅の階段を 駆け降りたとき、前にいた老 人を突き飛ばしてしまい、大 けがをさせてしまった。 (Aコースのみ)</p> 

学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）

全員が加入する「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」は、学生が教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故又は通学中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に補償する制度となっていますが、教育研究活動以外での事故や病気に対応していません。

そこで学生生活全般に対応できる「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」をご案内します。

「付帯学総」は「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担部分）を補償する他、加害事故時の賠償責任補償（アルバイト中・部活動中を含む）等、学生生活を24時間総合的に補償する内容となっています。*

また、全国団体の割引適用により加入頂きやすくなっています。

※正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舍を除く）の事故における死亡・後遺障害については付帯学総の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

問合せ先

学生生活総合保険相談デスク（東京海上日動あんしんコンサルティング(株)内）
〒103-0027 東京都中央区新川1丁目8-6 秩父ビルディング6階
☎ 0120-811-806（土日祝日を除く 9:30~17:00）
IP電話からは 03-6629-5258へ

注）学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（学生課）までお問い合わせください。

上記保険についての詳細およびお申込みはこちら

「大学ホームページTOP（メニュー）」>「学生生活」>「その他」>「保険制度」
学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）

URL：<https://www.kusa.ac.jp/student/others/>



※外国人留学生は、「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入します。